

尾鷲市天満地区において、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき、人と農地の問題解決のため人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年12月25日

尾鷲市長 加藤 千速

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
尾鷲市天満地区
- 2 協議の結果をとりまとめた年月日
令和2年9月18日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数 法人 1経営体
個人 12経営体
集落営農（任意組織） 0経営体
- 4 今後の地域農業のあり方
中山間地域等直接支払に係る集落協定において、当該区域における将来像と将来像を実現するための目標及び活動計画を設定する。